

週二回(火、水)定期発行  
必要に応じて号外発行

# 公報

第六十四号

一九六九年

八月十二日

自 次 ページ	
規 則	
○戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第九十八号)	1
○船舶復原性規則の一部を改正する規則(規則第九十九号)	2
告 示	
○青少年保護育成法に基づく指定について(告示第三百六十七号)	3
○建設局長の補任について(告示第三百六十八号)	4
○定数漁業の許可申請に基づく告示について(告示第三百六十九号)	4
通産局事項	
○無線従事者資格試験の施行について(郵政庁告示第三十八号)	4
建設局事項	
○建設業者の登録について(建設局告示第五十三号・第五十四号)	5

警察局事項	
○道路交通法による行政処分の趣旨について(警察局告示第四十六号・第四十八号)	7
私立大学委員会事項	
○第十八回(定例)私立大学委員会会議の招集について(私大委告示第三号)	8
公 告	
○土地建物取引業者の営業保証金還付公告	8
○肥料生産事業廃止について	9
○肥料登録期間更新について	9
○電気事業法による趣旨について	10
○換地計画の認可について	10
○石垣飛行場使用禁止について	11
○暴風標識のあげおろしの廃止について	11
○仲裁事項の公表について	11
○除権判決	12
正 誤	
○特別とん譲与税法中訂正	13

## 規 則

規則第九十八号

戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

### 戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。  
第七十一条に次の一項を加える。  
3 戸籍法施行規則第五十一条第一項第一号及び第五十二条に規定する除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から八十年とする。  
附録第十一号中

改める。

子の氏名	<input type="checkbox"/> 嫡出子	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
父母との続柄	<input type="checkbox"/> 嫡出でない子	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

を

子の氏名	父母との続柄	<input type="checkbox"/> 嫡出子	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		<input type="checkbox"/> 嫡出でない子	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

に、

届出人	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 助産婦 <input type="checkbox"/> その他の立会者
本籍	筆頭者の氏名
住所	番地 番
署名	印 年 月 日生

を

届出人	<input type="checkbox"/> 1.父 <input type="checkbox"/> 2.母 <input type="checkbox"/> 3.同居者 <input type="checkbox"/> 4.医師 <input type="checkbox"/> 5.助産婦 <input type="checkbox"/> 6.その他の立会者
住所	番地 番
本籍	筆頭者の氏名
署名	印 年 月 日生

に、

附録第十四号中

附録第十二号及び第十三号中

同居の親族 同居者 その他 ( )

届出人	本籍	番地	筆頭者の氏名
住所	番地	番番	号
署名	印	年	月 日生

届出人	署名押印	印	印
-----	------	---	---

1.同居の親族 2.同居者 3.家主 4.地主 5.家管理人 6.土地管理人

届出人	住所	番地	番番	号
本籍	番地	筆頭者の氏名		
署名	印	年	月 日生	

届出人	夫	妻	署名押印	印	印
-----	---	---	------	---	---

に改める。

に改める。

附 則

- 1 この規則は、一九六九年九月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に存する従前の様式による届書の用紙は、この規則施行後においても当分の間使用することができる。

規則第九十九号

船舶復原性規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

船舶復原性規則の一部を改正する規則

船舶復原性規則（一九六四年規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「総トン数五百トン」を「長さ二十四メートル」に改め「旅客船以外のもの」の下に「（国際航海に従事しない総トン数五百トン未満の船舶を除く。）」を加える。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 上甲板鋼船構造規則（一九六四年規則第二百二十九号）第一条第一項又は第二項の上甲板（木船にあっては、船体の主要部を構成する甲板）をいう。

第十七条の二第一項を次のように改める。

漁船の復原性は、横メタセンチタ高さがすべての使用状態において次の算式で算定した値以上となるものでなければならない。

$$0.02B + \frac{\alpha D}{2} - B (X - 1.2)$$

この場合において

Bは、船体最広部におけるフレームの外面から外面までの船の幅（メートル）

Dは、船の長さの中央におけるキールの上面から上甲板のビームのげん側における上面までの船の深さ（メートル）ただし  $\frac{B}{2}$  より大なるときは  $\frac{B}{2}$  とする。

$\alpha$ は、鋼船にあっては〇・五四、木船にあっては〇・二八

F/D	β	
	船	木
○・一〇	○・八八一	○・三一三
○・一一	○・九〇三	○・三三三
○・一二	○・九二五	○・三五三
○・一三	○・九四五	○・三七二
○・一四	○・九六四	○・三九一
○・一五	○・九八一	○・四〇八
○・一六	○・九九七	○・四二四
○・一七	一・〇一二	○・四三九
○・一八	一・〇二四	○・四五四
○・一九	一・〇三五	○・四六四
○・二〇	一・〇四四	○・四七四
○・二一	一・〇五一	○・四八四
○・二二	一・〇五八	○・四九〇
○・二三	一・〇六三	○・四九六
○・二四	一・〇六八	○・五〇一
○・二五	一・〇七三	○・五〇六
○・二六	一・〇七六	○・五一一
○・二七	○・〇八〇	○・五一三
○・二八	○・〇八四	○・五一六
○・二九	○・〇八七	○・五一八
○・三〇	○・〇九〇	○・五二一
○・三一	○・〇九二	○・五二三

βは、次表に掲げる値

○・三一  
○・〇九五  
○・五二五

備考

- 一 Fは、乾げん(メートル)
- 二 Dは、船の長さの中央におけるキールの上面から上甲板のビームのげん側における上面までの船の深さ(メートル)
- 三 F/Dがこの表に掲げるものの中間にあるときは、補間法によりβを算定する。

第十七条の二第三項及び第十七条の三後段を削る。  
別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、一九七三年八月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び次項の規定は、一九六九年八月十五日から施行する。

(経過規定)

2 一九六九年八月十五日以後に建造に着手した船舶以外の船舶(旅客船を除く。)で、遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする総トン数五百トン未満のもの(総トン数百五十トン以上の国際航海に従事する船舶で、引き船、海難救助、しゅんせつ又は測量にのみ使用する船舶、水先船、漁業の取締りに従事する船舶その他の旅客又は貨物の運送の用に供しない船舶を除く。)については、改正後の第一条第二号の規定にかかわらず復原性試験を受けることを要しない。

告 示

告示第三百六十七号

青少年保護育成法(一九六五年立法第二十一号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり有害興行として指定したので告示する。

一九六九年八月十二日

行政主 席 屋 良 朝 苗

一 指定した興行の種類及び題名

映画

- (1) 女と女
- (2) アニマル

一 指定年月日

一九六九年八月六日

一 指定した理由

映画の内容が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

告示第三百六十八号

建設局長官里栄一は、本土旅行中のところ、一九六九年八月六日帰任したので、農林局長翁長林正の臨時に建設局長の職務を行なう者としての指定を解いた。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

告示第三百六十九号

漁業調整規則第十條第二項の規定により定めたる定数漁業の許可申請期間の内容(一九六八年告示第二百二十九号)を次のように改正し、一九六九年八月一日から適用する。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

一 漁業調整規則第二十二條による者が申請する場合

採日採漁漁業 毎年一月一日から一月三十一日

は、この限りでない。

二 当該漁業に従事している漁船を譲受及び贈与等により取得した者が申請する場合

三 定数内において漁船を建造及び購入等した者が申請する場合

四 定数内において当該漁業以外の漁業に従事している漁船を当該漁業に転業しようとする者が申請する場合

通産局事項

郵政庁告示第三十八号

無線従事者資格試験および免許規則(一九六〇年規則第二百五号)第十條の規定に基づいて定期(十月期)の各級アマチュア無線技士の資格試験を次のとおり施行する。

一九六九年八月十二日

郵政庁長 渡嘉敷 真球

一 試験の資格 第一級、第二級及び第三級アマチュア無線技士

二 申請書の 一九六九年八月十四日から八月二十七日まで

受付月日 (八月二十七日までに郵政庁電波監理課に到着したものに限り。)

三 施行地 那覇、平良および石垣

四 試験日割

十月十三日(月)

午前九時三十分から 第一級アマチュア無線技士 無線工学

午後一時〇〇分から 第一級アマチュア無線技士 法規

十月十四日(火)

午前九時三十分から 第一級アマチュア無線技士 電気通信術

午後一時〇〇分から 第二級アマチュア無線技士 無線工学

十月九日(木)

午前九時三十分から 第三級アマチュア無線技士 国内法規

午後一時〇〇分から 第三級アマチュア無線技士 電気通信術

(注) 電気通信術については、右記の日以外の日に施行することがあるものとする。

五 申請手続

1 提出書類

(1) 無線従事者資格試験申請書

(2) 写真一枚(申請前六ヶ月以内に脱帽し正面から上半身を写した台紙にはらないで縦四十五ミリメートル、横三十五ミリメートル(ベスト半切判)のもので、裏面に申請の資格、生年月日及び氏名を記載したもの。  
 (3) 受験票送付用封筒(表面に自己の住所氏名を記載し、返信用郵便切手をはったもの。)

2 試験手数料

- 第一級アマチュア無線技士 一下ル
- 第二級アマチュア無線技士 七十五セント
- 第三級アマチュア無線技士 五十セント

これらに相当する収入印紙(消印又は割印をしないこと)を申請書の所定欄にはって納めること。

3 申請書の提出先

郵政庁電波監理課

4 申請上の注意

- (1) 申請書に記載する希望受験地は必ず朱書すること。
- (2) 郵送の場合は、封筒の表面に必ず「無線従事者資格試験申請書在中」と朱書すること。
- (3) 二以上の資格をあわせて申請してもさしつかえないが、一の資格の科目の試験時間内に他の資格の科目を同時に受験することは認められないこと。
- (4) 同一資格について二通以上の申請書を提出することは認められないこと。

六 その他

- 1 試験場所等の詳細は、受験票で通知する。
- 2 受験地の変更は認めない。
- 3 試験(科目)の免除が行なわれる者に対しては、その旨通知する。
- 4 試験日時は都合により変更することがある。

建設局事項

建設局告示第五十三号

建設業法(一九五五年立法第二十三号)第十二条第一項の規定に基づき、建設業者の登録事項の一部を次のとおり変更した。

一九六九年八月十二日

建設局長 宮里 栄一

登録番号	一二三七号
登録年月日	一九六八年六月十四日
商号及び名称	黄金舎
新営業所所在地	浦添村字仲西二八四番地
旧営業所所在地	那覇市前島町一の三四番地
代表者氏名	上里 恵昭
登録番号	七四四号
登録年月日	一九六九年一月二〇日
商号及び名称	有限会社 沖繩土建
営業所所在地	那覇市宇国場五二三
新代表者氏名	新垣 盛光
旧代表者氏名	新垣 盛信

建設局告示第五十四号

建設業法(一九五五年立法第二十三号)第八条の規定に基づき、建設業者を左記のとおり登録した。

一九六九年八月十二日

建設局長 宮里 栄一

登録番号	登録年月日	商号又は名称	営業所所在地	代表者氏名	備考
(B) 一〇八〇	一九六九年六月二十七日	大謝名電水舎	宜野湾市大謝名五一番地	吉田 耕三	更新
一〇六五	六月十七日	下里建設	平良市字東仲三八五の一	下里 朝光	"
一〇七三	六月十九日	嘉数設備	那覇市宇寄宮九	嘉数 安勝	"
一二四四	六月三日	正次組	糸満町字糸満一二二一	金城 正次	新規
二〇八二	六月二十七日	合資会社 朝日電気 水道工事社	那覇市松山町一	座覇 政道	更新

" 一四二五	" 六月三日	昌 一組	具志川市字上江洲一	知念 正一新規	" 一四二九	" "	伊波建設	石川市字伊波二ノ一六	伊波 盛吉
" 一四二六	" "	琉建家具	浦添村字仲西二八一	新里 前隆	" 二〇七	" "	大城組	石垣市石垣七〇	大城 康信
" 一〇六七	六月十七日	武 雄組	平良市字松原六〇	奥原 武雄 更新	" 一四三〇	" "	(玉)建設	石垣市字新川五〇	玉城 成一
" 一〇七二	六月十九日	島尻建設	城辺町字福里二四七	島尻 秀雄	" 一四三一	" "	安里組	北中城村字喜舎場一四六	安里 正榮
" 八二二	七月十四日	清 組	具志川市字田場一五二	目取真 清	" 一四三二	" "	丸信組	下地町字川満八〇	下地 玄信
" 六三三	七月十二日	佐渡山工務店	コザ市字仲宗根二六七	佐渡山 安茂	" 一四三三	" "	東洋設備工業	美里村字官里四一	仲宗根 義尚
" 一〇七四	六月十九日	松 根組	宜野湾市字野嶺一七七九	松根 義輝	" 一四三五	六月十六日	丸仁平良組	平良市字西仲三三〇	平良 恵仁
" 三九一	六月二十八日	琉球団地株式会社	那覇市小祿一七八	比嘉 森正	" 一四三六	" "	幸地設備	那覇市前島町一ノ一六三	幸地 長俊
" 一〇五二	五月二十日	大城設備	那覇市字与儀三八八	大城 盛睦	" 一四三七	" "	幸 建設	那覇市字松尾二五八	山田 義幸
" 四八七	六月二十八日	大栄設備	那覇市古波蔵三二〇	大朝 栄文	" 一〇五六	五月三十日	稲嶺土木	那覇市字寄宮三〇一	稲嶺 盛正 更新
" 三七四	" "	九 岩組	宜野湾市字野高一七二〇	岩越 義一	" 一〇七〇	六月十九日	比 嘉組	那覇市職名九八七	比嘉 安青
" 六八二	六月二十六日	砂 川組	平良市字西原二二二六	砂川 寛榮	" 七七五	六月十六日	崎原建設	与那国町字与那国二〇三	崎原 孫帝
" 一〇七六	六月十九日	池原工務店	石川市字嘉手苺一四四	池原 友光	" 一四四一	六月二十一日	全琉塗装工業所	浦添村字官城二一六	久貝 秀雄 新規
" 一五九	五月二十四日	新 城組	城辺町新城九五〇	新城 進公	" 一四四二	" "	新 垣組	具志川市字安慶名一九二	新垣 盛英
" 四四四	七月四日	大 城組	南風原村字津嘉山三四二	大城 弘造	" 一四四三	" "	羽 地組	那覇市字真嘉比一五八	羽地 利夫
" 三〇六	五月三十一日	合資会社 管工舎	那覇市若狭町二ノ五一ノ一	野里 安盛	" 一四四四	" "	大竜設備	那覇市小祿四五六の一	大城 源次郎
" 三四三	六月十二日	下崎電気 工事社	平良市東仲七五	狩俣 栄吉 新規	" 一四四五	" "	合資会社 正晃電気商會	那覇市西本町五の一〇の二	新谷 智都男
" 一四三四	六月十二日	有限会社 南建材	那覇市泉町三ノ三ノ七	島袋 良信	" 六八一	六月十一日	玉城建設	読谷村字比嘉四〇〇	玉城 尚治 更新
" 一四二七	六月十二日	丸 K 重機	豊見城村字宜保五二	金城 勇 新規	" 六〇九	七月十二日	米須水道 工事社	コザ市字上地三〇八	米須 清昌
" 一四二八	" "	屋良重機	読谷村字喜名二二四の二	屋良 朝榮	" 一〇五七	六月一日	高宮工務店	コザ市字山里七〇五	高宮城 実

" 四〇一	" 六月十九日	合資会社 仲本工業	美里村字美里 二五八八	仲本 興成
" 二七一	" 七月二十日	大満土建	南風原村字喜 屋武一二七	大城 喜郎
" 二七〇	" 七月十八日	興 浜 組	伊良部村字佐 和田一四八六	興浜 幸雄
" 一四四六	" 六月二十六日	大城左官工業	那覇市辻町 三ノ三三〇	大城 親秀 新規
" 一四四七	" "	宮里工業所	那覇市字安里 六四	宮里 征三
" 一四四八	" "	丸 川 組	那覇市字与儀 二二〇	川上 神清
" 一四四九	" "	赤 嶺 組	豊見城市字渡 嘉敷三〇	赤嶺 一成
" 一四五〇	" "	清秀建設	石垣市字石垣 六四	根間 清一郎
" 一四五二	" "	合資会社 アサヒ建材	石垣市字登野 城一八四	高原 義友
" 一四三八	" 六月三十日	石川工業所	那覇市儀保町 四丁目十一	石川 次郎 新規
" 一四三九	" "	石川工業所	那覇市儀保町 四丁目十一	石川 次郎
" 一四三九	" "	与那嶺設備	那覇市寄宮 一〇五	与那嶺 栄昌
" 三三六	" 七月十二日	宮城水道 工事社	コザ市字嘉間 良七一八	宮城 重吉 更新
" 八二六	" 七月十四日	具志堅水道 工事社	コザ市字上地 二七一	具志堅 用和
" 六七三	" 七月十六日	金 永 組	那覇市字与儀 三四三	金城 健宜
" 四九四	" 七月十三日	比嘉工務店	名護町字名護 一五九六の三	比嘉 真市
" 一〇七八	" 六月二十七日	丸宮電気 工事社	那覇市寄宮 二〇五	宮城 義盛
" 三七五	" 七月十四日	協 信 舎	那覇市美栄橋 二ノ十三	田端 源正
" 二六八	" "	合資会社 光南建設	那覇市前島 一ノ二三三	津波 保元

警察局事項

警察局告示第四十六号

道路交通法第九十七条の規定による行政処分について、同法第九十八条に基づき公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六九年八月十二日

警察局長 新垣 淑重

警察局長 新垣 淑重

記

一期日 一九六九年九月五日 午後二時

二場所 石垣市字大川一三の一 八重山警察署

三 被聴聞者住所氏名 石垣市字平得一九七の一

田 盛 寅 造

石垣市字大浜二二〇

大島 正 光

警察局告示第四十七号

道路交通法第九十七条の規定による行政処分について、同法第九十八条に基づき公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六九年八月十二日

警察局長 新垣 淑重

警察局長 新垣 淑重

記

一期日 一九六九年九月五日 午後二時

二場所 宮古平良市字西里一八四 宮古警察署

三 被聴聞者住所氏名 伊良部村字国仲七八

池 間 諄

城辺町字友利四〇八の二

友利 直





代表者住所 美里村字松本二六  
 事務所所在地 浦添村字屋富祖三六九  
 取引主任者氏名 比嘉康助  
 登録年月日 一九六八年四月二十三日  
 登録番号 第二一一号  
 営業保証金の額 参百弗

土地建物取引業者の営業保証金還付公告  
 一九六九年八月十二日

法務局長 岸本利男

左記の者は、一九六九年八月七日土地建物取引業者を廃業し、同日土地建物取引業者の営業保証金の取りもどしの申請があったから左記の者との取引に關し生じた債権を有する者は、本公告後六カ月以内にその債権額および債権發生の原因たる事実並びに住所氏名を記載した申請書二通を法務局長あて提出し還付の請求をして下さい。


なお、六カ月以内に還付の請求がない時は、左記の者の供託した営業保証金は取りもどされる。

記

名 称 永山産業  
 代表者氏名 永山盛久  
 代表者住所 那覇市字松尾二〇四  
 事務所所在地 那覇市字樋川二〇  
 取引主任者氏名 永山盛久  
 登録年月日 一九六九年二月二十四日  
 登録番号 第二一一三三号  
 営業保証金の額 参百弗

肥料取締法(一九五二年立法第四十八号)第十一条の規定により、次の肥料の登録が失効したので同法第十三条の規定により公告する。  
 一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

一 登録番号 生第二一〇号  
 二 肥料の名称 政府標準  化成四号  
 三 保証成分 窒素全量二二・〇%  
 内アンモニア性窒素九・〇%  
 < 溶性りん酸六・五%  
 内水溶性りん酸二・〇%  
 加里全量八・五%  
 内水溶性加里八・五%

四 生産業者の氏名及び住所  
 豊見城村字根差部七一〇番地  
 琉球肥料株式会社  
 社長 仲田睦男

一 登録番号 生第二二三号

二 肥料の名称 化成二一一〇一六、五  
 三 保証成分 窒素全量二二・〇%  
 内アンモニア性窒素六・二%  
 < 溶性りん酸一〇・〇%  
 内水溶性りん酸二・〇%  
 加里全量六・五%  
 内水溶性加里六・五%

四 生産業者の氏名及び住所  
 豊見城村字根差部七一〇番地  
 琉球肥料株式会社  
 社長 仲田睦男

肥料取締法(一九五二年立法第四十八号)第九条の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので同法第十二条の規定により公告する。  
 一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

一 登録番号	登録第二〇三号
二 肥料の名称	ほう素マンガン入り尿素複合液肥 シオヤゲンK二二(鉄・銅・亜鉛・モリブデン添加)
三 保証成分量	窒素全量六・〇% 水溶性磷酸三・〇% 水溶性加里三・〇% 水溶性苦土四・〇% 水溶性マンガン二・〇% 水溶性ほう素〇・七% エチレンジアミン四酢酸鉄塩(鉄)〇・五% 硫酸銅(銅)〇・〇七% 硫酸亜鉛(亜鉛)〇・〇八% モリブデン酸アンモン(モリブデン)〇・二% 那覇市宇古波蔵二八四番地 琉球農業協同組合連合会 会長 当 銘 由 憲
四 輸入業者の住所及氏名	生第一七九号
一 登録番号	生第一八〇号
二 肥料の名称	RF 政府標準甘蔗複合一号
三 保証成分量	アンモニア性窒素一〇・〇% く溶性りん酸六・〇% 水溶性加里六・〇% 豊見城村字根差部七二〇番地 琉球肥料株式会社 社長 仲 田 睦 男
四 生産業者の住所及氏名	生第一八〇号
一 登録番号	生第一八〇号
二 肥料の名称	RF 政府標準甘蔗複合一号
三 保証成分量	アンモニア性窒素一〇・〇% く溶性りん酸六・〇% 水溶性加里六・〇% 豊見城村字根差部七二〇番地 琉球肥料株式会社 社長 仲 田 睦 男
四 生産業者の住所及氏名	生第一八〇号

一 登録番号	生第一八七号
二 肥料の名称	RF 政府標準パイン複合一号
三 保証成分量	アンモニア性窒素一二・〇% く溶性りん酸三・〇% 水溶性加里一〇・〇% 豊見城村字根差部七二〇番地 琉球肥料株式会社 社長 仲 田 睦 男
四 生産業者の住所及氏名	生第一八七号
一 生産業者の住所及氏名	宮古電力(株)の電気事業許可証記載事項の変更について 一事案の要旨 (1) 供給区域中 下地町(離島を除く。)とあるのを下地町に改める。 (2) 二、四〇〇KWの発電機一基を増設して出力四、七二〇KWにすると共に宮古電力第二発電所を廃止する。 三 聴聞の期日及び場所 期 日 一九六九年八月十九日 午後二時 場 所 通産局会議室
二 聴聞の期日及び場所	一九六九年八月十二日
三 聴聞の期日及び場所	行政主席 屋 良 朝 苗
四 聴聞の期日及び場所	電氣事業法第三十八条の規定により、次のとおり聴聞を行なう。 一九六九年八月十二日
五 聴聞の期日及び場所	恩納村安富祖土地改良組合理事長当山忠松から申請のあった換地計画については、土地改良法第四十八条第一項の規定に基づき一九六九年八月八日これを

認可したから、同条第六項の規定により公告する。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

石垣飛行場の滑走路表面処理工事(舗装)のため次の期間その使用を禁止する。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

期 間 一九六九年九月六日

一九六九年九月二十日

一五日間

暴風標識のあげおろしの廃止について

次の表の上欄に掲げる暴風信号施設は使用不能のため、下欄に定めた日から暴風標識のあげおろしを廃止する。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

名 称	標識のあげおろしを廃止する月日
石垣港機橋暴風信号施設	一九六九年七月二十日
糸満町三天毛高台暴風信号施設	一九六九年七月二十日
与那国町久部良船揚場暴風信号施設	一九六九年七月二十日
平良港暴風信号施設	一九六九年七月二十日
具志頭村港川暴風信号施設	一九六九年七月二十日

件裁裁第1号

裁 定

関係当事者

申 請 人 那覇市久茂地町1の10

那覇市労働組合

執行委員長 亀 甲 康 吉

申 請 人 那覇市寄宮310番地

通商産業局郵政庁

局長 長 砂 川 憲 勝

1969年7月3日づけ沖縄全通信労働組合から、同年7月4日づけ通商産業局郵政庁からそれぞれ付裁申請のあった上記当事者間の「1969年7月1日以降の基本給引上げ」につき、本委員会は慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

- 1 通商産業局郵政庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員(現行管理職群個別給料表により給付を受けている職員を除く。)の現行基本給を1969年7月1日以降月額平均13%引上げること。
- 2 その配分については、当事者間の協議によって定めること。

理 由

沖縄全通信労働組合は、単一組合の中で異なった賃上げ額であってはならないとの理由で琉球電信電話公社並みの11.9%の賃上げを主張した。これに対し通商産業局郵政庁は財政緊迫を理由に行政府並みの平均10%以上の引上げは不可能だと主張した。

そこで、件裁委員会は、郵政事業に勤務する職員の給付に関する特別法第3条に規定する給付の基本原則に従い、かつ、当事者双方の主張及び理由を充分考慮して、主文のとおり、賃上げ額を決定した。

即ち、先ず一般職の公務員の賃上げについてみるに、1969年7月1日以降平均10%引上げの引上げになっている。

また、民間企業140社の従業員の前平均賃上げ額は、ほぼ14%引上げになっている。

ところで、琉球電信電話公社と本件使用者間が通商産業局郵政庁との賞金が現在まで大体において同額であること、また、過去、同事業職員の賃上げについても、ほぼ、同率、同額を日途として妥結して来たものであることは当委員会に提出された関係資料からも認められるのであるが、他面、本年度郵政事業特別会計予算をみると、郵政事業の財政事情は窮乏し、使用者側は、本年度において、多額の借入れをしなければならなかった実情にあること（この点に關し当事者双方ともこれを認めている）と、にも拘らず一般的に賃上げは、かかる場合においても、なされるべきであること（この点に關し当事者双方はこれを認容している）を考慮に入れ、本委員会は、前述した一般職公務員及び民間企業従事者の給与並びにこれまで労使間で行なわれて来た賃上げの経過と給与の実態を尊重し、その他諸般の事情を勘案して1969年7月1日以降の基本給引上げ額は平均13.1%にすることが適当であると認めて主文のとおり決定した。

なお、今後労使双方が誠意をもって企業能率の増進を図り、郵政事業の健全化に最善の努力を払われるよう期待する。

1969年8月5日

公共企業体等労働委員会

沖縄県通商労働組合及び通商産業局の申請に係る1969年7月1日以降の基本給引上げに關する紛争仲裁委員会  
委員長 比嘉利盛  
委員 桑原砂川 徳伸  
委員 伊江朝陽

一九六九年(第一号)

除 権 判 決

申立人 中村昌義

別紙表示の小切手につき、申立人の申立によって公示催告をしたところ、一九六九年八月五日午前一〇時の期日までに権利を届け出で、かつ右小切手を提出する者がなかったため申立人の申立に基づいて右小切手の無効を宣言する。

一九六九年八月五日

那覇簡易裁判所

裁判官 城間盛俊

小 切 手 の 表 示

- 一 種 別 自己宛小切手
- 一 記 番 号 四四三四六
- 一 金 額 壹千ドル也
- 一 発 行 先 中 村 昌 義
- 一 発 行 日 一九六八年十二月十八日
- 一 発 行 者 株式会社琉球銀行安里支店

一九六八年(第二九号)

除 権 判 決

石垣市宇石垣拾四番地

申立人 山城武男

別紙表示の株券につき、申立人の申立によって公示催告をしたところ、一九六九年八月五日午前一〇時の期日までに権利を届け出で、かつ右株券を提出する者がなかったため申立人の申立に基づいて右株券の無効を宣言する。

一九六九年八月五日

那覇簡易裁判所

裁判官 富山大吉

小 切 手 の 表 示

- 小 切 手 種 類 自己宛小切手
- 小 切 手 番 号 〇四〇六六五番
- 額 面 金 額 一金五百ドル也
- 振 出 年 月 日 昭和四三年七月二二日
- 支 払 地 那覇市宇寄宮二九三番地の一
- 支 払 人 中央相互銀行寄宮支店

振 出 人 中央相互銀行寄宮支店

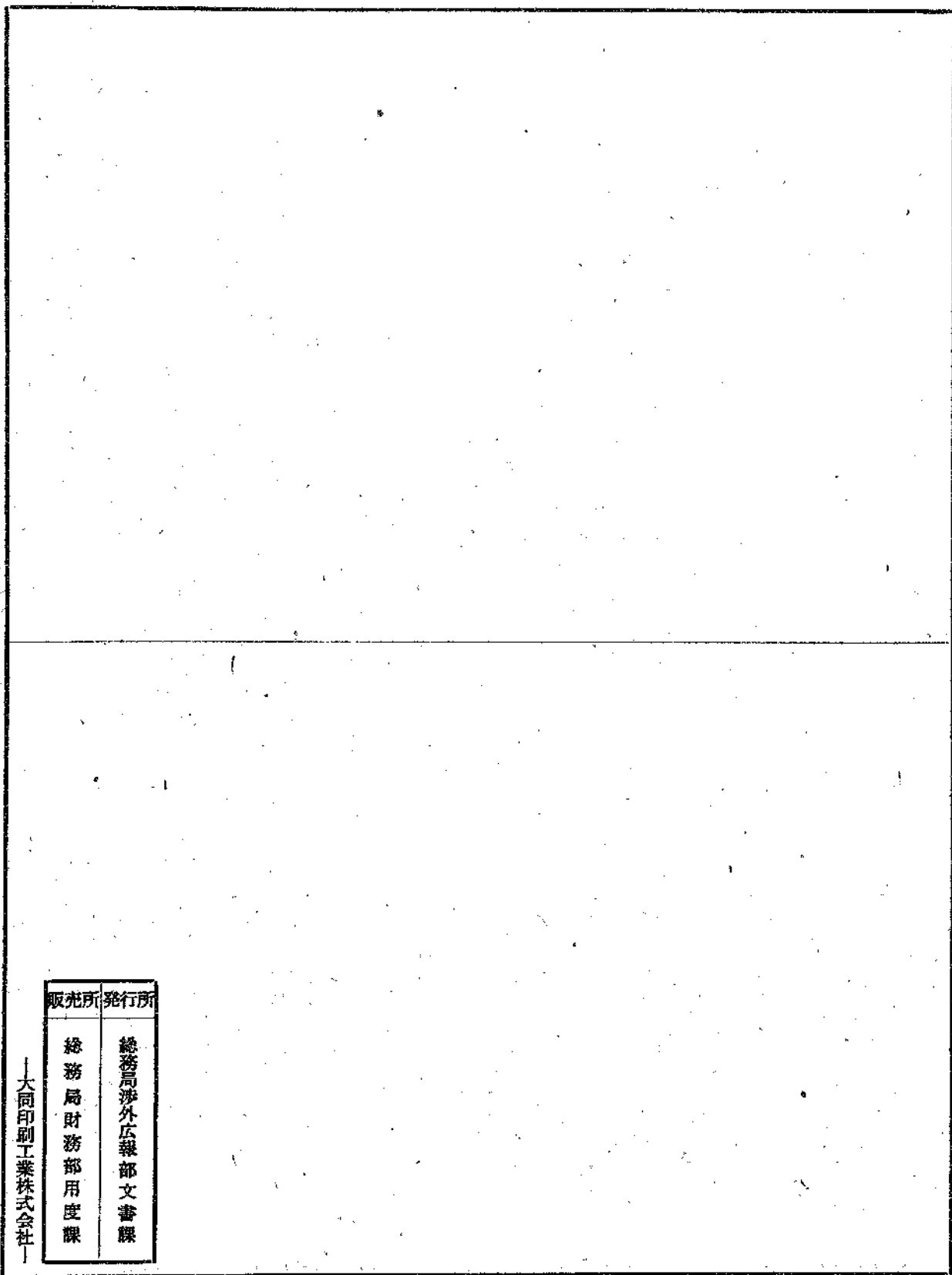
支店長 屋慶名 政徳

最終名義人及所持人 山城 武男

正 誤

一九六九年八月二日付公報号外第六十六号登載の特別とん讓与税法（立法第九十号）中次のとおり誤り。

26	ページ		
上	段		
8	行		
末尾から			
当該年度		誤	
当該前年度			正



販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

大同印刷工業株式会社